

令和 7 年度

# 宗像市学童保育所のしおり

(一年間、大切に保管されてください)



宗像市学童保育運営事務局

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

# もくじ

- 学童保育事業の概要 ……………1
- 入所・退所について……………2
  - 入所・退所方法/必要提出書類/減額制度
- 利用料金について ……………4
  - 児童クラブ共済/延長保育制度/口座振替
- 「hugnote」利用開始手順……………6
  - 設定方法/学童保育所への連絡について
  - 緊急時の連絡体制について/学童保育所からのお便り等
- 保護者様へのお願い ……………7
  - 入所にあたって/降所方法及び注意/健康・衛生管理について
- 学童保育所での生活について ……………8
  - 主な一日の流れ/持ち物一覧
- 学校感染症の取り扱いについて…………… 9
- 問合せ先一覧 ……………12

# 学童保育事業の概要

～はじめに～

学童保育所(放課後児童クラブ)は、児童福祉法に定める「放課後児童健全育成事業」として、就労などにより保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等に適切な遊び・生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

学校や塾、スポーツクラブと違い、児童が自主的に判断し、自主的な活動をすることを支援するために支援員がいます。施設の意義と生活ルールを熟知のうえ、保護者の指導のもと学童保育所で児童が自主的に勉強、遊びができるよう、『家庭』と『学童保育所』の協同での児童の育成にご協力をお願いいたします。

設置者	宗像市（市役所担当窓口：子ども子育て部 子ども育成課 子ども政策係）
運営者	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
対象児童	下記 2 点に該当する児童 1. 宗像市内の下記の小学校に在籍する 1 年生～6 年生 赤間西小学校 自由ヶ丘小学校 自由ヶ丘南小学校 河東小学校 河東西小学校 南郷小学校 東郷小学校 日の里東小学校 日の里西小学校 玄海小学校 玄海東小学校 2. 就労等の理由で、家庭での保護育成が十分に受けられない小学生
開所時間	【月～金曜日】 放課後～18:30（※平日のみ 19：00 までの延長保育制度あり） 【土曜日】 8:00～18:30 【学校休業日】 8:00～18:30 ※児童が全員降所後、閉所
閉所日	日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

## 入所・退所について

◆入所は随時受け付けます。各学童保育所に下記書類の提出をお願いいたします。

※入所開始日は「学童保育所入所申請書」等、提出日の **1 週間後** からご利用可能となります。

◆退所される際は「学童保育所退所届」を月末までに学童保育所の支援員へ提出してください。

※「学童保育所退所届」用紙は、学童保育所にてお渡しいたします。

※保育料は前納制のため、退所届提出のタイミングによっては引き落としされている場合があります。

その場合、翌月 10 日（土日祝の場合、翌営業日）に登録口座へ返金いたします。

**※3ヶ月以上の未納がある場合、途中退所となりますのでご注意ください。**

**また、継続利用申込者で前年度の保育料未納がある場合、新年度の入所ができません。**

必要提出書類		通常利用	生活保護世帯	非課税世帯	ひとり親世帯	多子世帯	被災等世帯	きょうだい利用	特記事項
学童保育入所申請書		○	○	○	○	○	○	○	
各証明書（各該当するもの）【就労・自営・申出書】		○	○	○	○	○	○	○	
個人情報の同意書		○	○	○	○	○	○	○	
肖像権使用についての承諾書		○	○	○	○	○	○	○	
宗像市学童保育所利用料金減額申請書			○	○	○	○	○	○	
※減額に関わる証明書類	住民票					○		○	いずれか1つ
	健康保険被保険者証 (同一世帯全員分のコピー)					○		○	
	ひとり親家庭等医療証				○				いずれか1つ (戸籍謄本以外はコピー可)
	児童扶養手当証書				○				
	児童扶養手当現況届認定通知書				○				
	児童扶養手当認定通知書				○				
	戸籍謄本(全部証明)				○				
	市県民税非課税証明書(原本)			○					
	生活保護受給証明書(原本)		○						
	所得減少の場合、保護者全員の収入がわかるもの						○		子ども育成課より問い合わせする場合があります。
被災の場合、申請日から6ヶ月以内の被災が記載された被災(罹災)証明書						○		子ども育成課より問い合わせする場合があります。	

## [ 減額制度について ]

◆下記の条件に該当する場合は、利用料金の減額を受けることができます。

各種減額制度	毎月の減額 ／1人あたり	条件	必要証明書類
①生活保護世帯	全額免除	生活保護受給世帯	「生活保護受給証明書」 (生活支援課にて発行) ※ <u>原本のみ</u> 受付 2人目以降コピー可
②非課税世帯	3,500円	市町村民税が課税されていない世帯	「市県民税非課税証明書」 (保護者全員分、税務課にて発行) ※ <u>原本のみ</u> 受付 2人目以降コピー可
③ひとり親世帯	3,500円	母子家庭または父子家庭 (②を除く)	下記のいずれか一つ 「ひとり親家庭等医療証」、「児童扶養手当証書」、「児童扶養手当現況届認定通知書」、「児童扶養手当認定通知書」(コピー可) 「戸籍謄本(全部証明)」※ <u>原本のみ</u> 受付 (離別・死別の記載のあるもの)
④多子世帯	3,500円	生計を一にする <u>18歳未満</u> の子どもが <u>3人以上</u> いる世帯 (②を除く)	該当児童が同居していることがわかる「住民票」、または、「健康保険被保険者証」の <u>同一世帯全員分のコピー</u>
⑤被災等世帯	3,500円	※1 所得減少の場合 災害その他やむを得ない理由による失業、転職、退職等により保護者の収入の合計が前年同月に比して50%以上減少した場合 ※2 被災の場合 震災、風水害、火災等で居住する家屋が被災した場合 (②を除く)	※1 収入減少月分(申請日から6ヶ月以内の月分)及び前年同月分の保護者全員の収入が分かるもの (退職が分かる書類、給与明細書、帳簿等)  ※2 居住する家屋が半壊又は全壊の被害を受けたこと(申請日から6ヶ月以内の被害)が記載された被災(罹災)証明書
⑥きょうだい利用	1,500円	生計を一にする世帯から、2名の児童が入所する場合	該当児童が同居していることがわかる「住民票」、または、「健康保険被保険者証」の <u>同一世帯全員分のコピー</u>

### 【注意】

※非課税世帯と(ひとり親世帯・被災等世帯・多子世帯)に該当している場合は、非課税世帯で申請してください。

※減額制度の併用はできません。

※「生活保護受給証明書」「市町村民税非課税証明書」「戸籍謄本(全部証明)」「住民票」については、2人目からの申請はコピーでの提出でも構いません。

※各証明書(被災証明書を除く)は発行から3ヶ月以内のものが有効となります。

【各証明書の問い合わせ先】

<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書について	宗像市生活支援課	TEL 0940-36-7353
<input type="checkbox"/> 非課税証明書について	宗像市税務課	TEL 0940-36-7350
<input type="checkbox"/> 住民票について	宗像市市民課	TEL 0940-36-1126
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本について	本籍地の市町村	

## 利用料金について

≪通常入所≫	内 訳			初月 合計金額	2ヶ月目以降 合計金額
	利用料金	おやつ代※1	共済金※2		
基本（減額無し）	7,000 円	1,800 円	1,620 円	10,420 円	8,800 円
生活保護世帯	全額免除	1,800 円	1,620 円	3,420 円	1,800 円
非課税、ひとり親、多子、被災等世帯	3,500 円	1,800 円	1,620 円	6,920 円	5,300 円
きょうだい利用	5,500 円	1,800 円	1,620 円	8,920 円	7,300 円

≪長期休暇期間 のみ利用≫	内 訳			2024 年度 共済 未加入の方	2024 年度 共済 加入済みの方
	利用料金	おやつ代※1	共済金※2		
夏 休 み					
基本（減額無し）	14,000 円	3,000 円	1,620 円	18,620 円	17,000 円
生活保護世帯	全額免除	3,000 円	1,620 円	4,620 円	3,000 円
非課税、ひとり親、多子、被災等世帯	7,000 円	3,000 円	1,620 円	11,620 円	10,000 円
きょうだい利用	11,000 円	3,000 円	1,620 円	15,620 円	14,000 円
冬 休 み					
基本（減額無し）	3,000 円	500 円	1,620 円	5,120 円	3,500 円
生活保護世帯	全額免除	500 円	1,620 円	2,120 円	500 円
非課税、ひとり親、多子、被災等世帯	1,500 円	500 円	1,620 円	3,620 円	2,000 円
きょうだい利用	2,400 円	500 円	1,620 円	4,520 円	2,900 円
春 休 み（年度をまたぐ為、新規は共済金が 3,240 円、再入所は 1,620 円かかります）					
基本（減額無し）	5,000 円	1,500 円	1,620 円	8,120 円	-
生活保護世帯	全額免除	1,500 円	1,620 円	3,120 円	-
非課税、ひとり親、多子、被災等世帯	2,500 円	1,500 円	1,620 円	5,620 円	-
きょうだい利用	4,000 円	1,500 円	1,620 円	7,120 円	-

※月途中で入退所した場合でも、1ヶ月分の利用料金・おやつ代が必要です。（日割りはありませんのでご了承ください。）

※1 アレルギーのあるお子様で、ご利用されない方からはいたしません。

（「おやつ持込み希望申込書」「アレルギーを証明できる書類」の提出が必要）

※2 児童クラブ共済金は**年額**です。入所初月に必ず加入していただきます。

（年度内の再入所の場合は、再加入の必要はありません。）

## [ 児童クラブ共済について ]

学童保育所施設内で活動中にケガを被った場合、補償します。自宅と学童保育所の往復途中や、学童保育所が主催して行う遠足等の野外活動中も対象となります。また熱中症・細菌性・ウイルス性食中毒も補償の対象となります。

児童クラブ共済代	年間保険料	保障内容	
	1,620 円	通院日額	2,000 円
		入院日額	5,000 円



(参考) 2023 年度共済制度パンフレット

※故意に備品・施設を破損した場合、修理費は保護者様負担となり、修理業者は市役所指定業者となります。

## [ 延長保育制度（平日のみ）について ]

### ◆申込・納付方法

	利用時間	料金	申込方法・納付方法
月額	18:30 ～ 19:00 (厳守)	3,000 円 ／1 人	・「 <b>学童保育所延長保育利用届</b> 」を提出していただき、手続き完了次第、保育料と一緒に口座振替となります。 ※利用開始月の <b>前月の最終開所日まで</b> に提出をお願いいたします。 ※ご利用がなくても返金はいたしませんので、ご了承ください。
日額		300 円 ／1 人	・各学童保育所へ連絡アプリ「hugnote」またはお電話でご連絡ください。 ・当日の <b>現金払い</b> となります。 ※18:30 を過ぎた場合は延長保育利用とさせていただきます。 ご了承ください。

※各学童保育所で実施しますが、小学校に複数の学童保育所がある場合、合同保育となります。

## [ 口座振替について ]

- ◆料金は全て**前納制**で、**口座振替**となります。
- ◆最初の**2ヶ月分は振込**をお願いいたします。(再入所の場合も同様)
- ◆「**こうふりネット**」…登録方法は別紙参照
  - ・口座振替の手続きが WEB 上でスムーズに申込みできます。ご登録をお願いいたします。
  - ・こうふりネットの取り扱い銀行は **福岡銀行・西日本シティ銀行・筑邦銀行・佐賀銀行・十八親和銀行** です。  
※それ以外の金融機関を利用される方は Q ネット登録用紙（各学童保育所に用意）をご提出ください。
  - ・継続入所の方（こうふりネットまたは Q ネット登録済の方）は、口座振替の申し込みは必要ありません。
  - ・年度内の再入所の際は、ご利用口座に変更がなければ、口座振替の申し込みは必要ありません。

## [ 口座振替ができなかった場合 ]

- ◆引落日に口座振替できなかった場合、未納通知を郵送いたします。  
※未納通知が届きましたら、早急にお振込みをお願いいたします。

# 連絡ツール「hugnote（ハグノート）」のご利用手順



◆**継続入所**の方は、新しい年度が始まると、自動的にアプリの表示も新年度に切り替わります。

◆**新規登録をされる方**…入所決定通知書送付の際に「招待 QR コード」を同封いたします。

## 【初回設定】

- ・「Apple Store」[Google Play]から「ハグノート」で検索し、アプリをダウンロードしてください。  
(ブラウザや PC から利用可能ですが、通知設定ができません。緊急連絡の際に連絡が行き届かない場合がありますので推奨しておりません。)
- ・「招待QRコード」を読み取ってください。※QRコードの有効期限は**10日間**ですので、お早目に登録をお願いいたします。
- ・お子様のお名前を確認し、生年月日を入力した後、「**ご登録へ進む**」をタップします。  
※ここで入力する生年月日は**2000年1月1日**です。実際のお子様の生年月日ではありません。
- ・利用規約を確認し、「**同意する**」をタップします。
- ・新規登録画面で必須項目を入力します。  
※兄弟がいる場合は、**ユーザーIDは同一のもの**をご使用ください。  
※お子様の名前（**かな**）と生年月日を、**実際の名前と生年月日に変更**してください。  
※電話番号（**携帯**）は「9999999999」が入力されていますので、**正しい番号に変更**してください。
- ・設定したIDとパスワードでログインできるようになります。

## 【通知設定】

- ・ホーム画面上の「**設定**」をタップし、「**通知**」を選択後、「**hugnote**」を選択します。
- 【iPhoneをご利用の方】→「**通知を許可**」をオン。通知の表示場所や通知方法を個別に設定できます。
- 【Androidをご利用の方】→「**すべてブロック**」をオフ。

◆**パスワードを忘れた方**

- ・hugnoteのアプリを開き、ログイン画面の「**パスワードを忘れた方**」をタップします。
- ・ユーザーIDを入力し、「**次へ**」をタップします。
- ・登録してある電話番号またはメールアドレスに、URLを送信することができます。
- ・届いたURLをタップし、お子様の生年月日と新しいパスワードを入力し、「**再設定する**」をタップします。  
※ユーザーIDが不明な場合は宗像市学童保育運営事務局（0940-72-4971）までお問い合わせください。

## 【電話番号またはメールアドレスの登録方法】

- ・hugnoteのアプリを開き、「**その他**」から**歯車のマーク**をタップし、「**アカウント**」をタップします。
- ・メールアドレスまたは電話番号（携帯）を入力し、「**更新する**」をタップします。

**年度内再入所の方**…ユーザーIDとパスワードは前回ご登録いただいたものがご利用できます。

## 学童への連絡について

- ◆出席・欠席・途中登所・降所の連絡等は、連絡アプリ「hugnote」にてお願いいたします。  
※**出欠登録の締め切り…当日 AM8 時 00 分**  
※**締め切り時間以降の変更は、各学童保育所、または宗像市学童保育運営事務局までお電話にて必ず連絡を入れてください。**  
※お子様を介しての出欠連絡、変更等のご連絡は受け付けられませんので、ご了承ください。
- ◆学校を欠席される際は、学童保育所への欠席連絡もお願いいたします。（学校から学童保育所に連絡は入りません。）
- ◆欠席連絡は、出来る限り**前日までに登録**をお願いします。（急な病欠等は除く。）

## 緊急時の連絡体制について

- ◆自然災害時の開所については、市と協議のうえ災害状況などを考慮して決定します。
- ◆**緊急時の連絡は、連絡アプリ「hugnote」にてお知らせいたしますので、こまめに確認をお願いいたします。**

## 学童からのお便り等

- ◆学童だより（学童保育所からのお便り）、おやつメニュー表、食育通信は、毎月アップロードしていきますので、「hugnote」のお知らせをご覧ください。
- ◆学童保育所での活動報告・写真なども定期的にアップロードしていきますので、「hugnote」のお知らせをご覧ください。



## 保護者様へのお願い

### 入所にあたって

- ◆学童保育所に入所することを必ず学校の担任の先生へお伝えください。お弁当や着替えなど、他の児童より持ち物が多くなる場合があります。
- ◆定期的な塾や習い事などがある場合は、指定の書式がありますので支援員に提出をお願いいたします。  
※送迎などはできません。学童保育所を出たときから保護者様の責任のもと、習い事などに通うことになります。  
土曜日・学校休業日などの一日保育時は、午前9時までに登所をお願いいたします。
- ◆お子様に現金を持たせないでください。
- ◆新入生は、学校と学童保育所それぞれの生活が始まり、とまどい・不安があります。支援員も子どもたちの様子を見ながら、声掛けを行ってまいります。ご家庭でもお声掛けをお願いいたします。

### 降所方法及び注意

- ◆17:00までは自主降所ができます。必ず降所時間をお知らせください。（※自主降所不可の学童保育所もあります。）  
※学童保育所を出ますと支援員と一緒に通学路を歩くことはできません。お子様と一緒に家から学校・学童保育所までの道を前もって確認していただき、一緒に危険箇所等を確認しておいてください。また、入学当初だけではなく、定期的に、きちんと通学路を通って帰宅しているか、間違いなく把握しているか、お子様にお声掛けください。認められた通学路を通ていなければ、保険適用外にもなります。寄り道をせずにご帰るよう、お声掛けをお願いいたします。
- ◆お迎えは原則、保護者様のお迎えに限りです。何らかの事由で保護者様以外の方が迎えに来られる場合は、必ず事前に「hugnote」、またはお電話で学童保育所にお知らせください。連絡がない場合は、お引き渡しができない場合があります。思わぬ事故・事件防止の為に、ご協力をお願いいたします。
- ◆一度、降所された場合、再登所は認めておりません。
- ◆保護者様から学童保育所へ連絡がない場合、途中降所は認められません。



### 健康・衛生管理について

- ◆保育中に万が一、お子様が怪我をされた場合や、病気の症状が見られる場合、保護者様に連絡させていただきます。支援員からの報告に添って、お迎えをお願いいたします。
- ◆病気にかかっている場合、登所をお断りする場合があります。  
※37.5℃以上の熱がある場合はお預かりできません。（新型コロナウイルス対応時には学校の規定によります）
- ◆アレルギー、ぜんそく、その他の疾病をお持ちの場合はお知らせください。  
※アレルギーのお子様につきましては、医師が発行する「学校生活管理指導表（写し可）」を入所申請書等と一緒に提出をお願いいたします。
- ◆出校停止の感染症にかかった場合には、必ずご連絡いただき、医師の許可があるまで学童保育所は休ませてください。  
※新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症で学級閉鎖・学年閉鎖となった場合、閉鎖対象となる学級・学年のお子様は学童保育所へ登所できません。
- ◆おやつの後日持ち帰りはできません。欠席時のおやつを持ち帰る場合は、当日中の受け取りをお願いいたします。
- ◆長期休暇中に注文いただくお弁当の持ち出し・持ち帰りはできません。



# 学童保育所での生活について



## [ 主な1日の流れ ]

<平日>

放課後～				17:00	18:30	19:00
自由活動	宿題	おやつ	各自降所	集団降所	閉所	延長保育
			自由活動			

<土曜日>

8:00	9:00	10:00	12:00	12:45	15:00	17:00	18:30	
登所	学習	自由活動	昼食	自由活動	おやつ	各自降所	集団降所	閉所
						自由活動		

<学校休業日>

8:00	9:00	10:00	12:00	12:45	15:00	17:00	18:30	19:00	
登所	学習	自由活動	昼食	自由活動	おやつ	各自降所	集団降所	閉所	延長保育
						自由活動			

◆ **学習の時間を設け、宿題についても声掛けを行います**が強制はできません。ご家庭でも宿題をしてこよう、お声掛けをお願いいたします。全て終わらないこともありますので、ご家庭でも確認をお願いいたします。



## [ 持ち物一覧 ] ※全ての持ちものに必ず記名をお願いします。

毎日必要なもの	名札	学校で使用しているもの。
	手拭きハンカチ	学校で使用しているハンカチ、タオル等。
	水筒	お茶・お水を入れてください。※ジュースは不可 夏季は水分補給をこまめに行いますので、たっぷりを持たせてください。
	帽子	外遊びに必要です。忘れてしまうと外遊びができません。
	おやつ袋	おやつを持ち帰りに必要です。必ず準備してください。
学校休業日に追加で必要なもの	学習道具	平日は主に学校の宿題をしています。 一日保育の日（土曜日・学校休業日）は、学習道具を必ず持たせてください。
	お弁当	市販品でも可能ですが、事前に購入し、持たせてください。 ※果物以外の生もの、ヨーグルト（腐敗防止）、喉に詰まりそうなものは、ご遠慮ください。
	学習道具	ドリル・プリント等（長期休暇中の宿題等）
季節に応じて必要なもの	汗ふきタオル	夏場は汗をたくさんかきます。必ず準備してください。
	着替え	季節に応じて、必要な場合は持たせてください。 ※特に夏場は、汗をかきますので必ず持たせてください。 ※雨の日含め靴下を汚すことも多いです。替えを1足入れておいてください。

◆ 遊具は学童保育所にあるものを使用しますので、家庭での遊具を持ち込まないようにお願いいたします。  
※ゲーム機、携帯電話、マンガ本など、学校で禁止されているものは原則学童保育所でも禁止です。

## 学校感染症の取り扱いについて

下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法の規定により出席停止の対象となります。感染の広がり、お子様の健康を守るためにご理解とご協力をお願いいたします。



### <第1種>

感染症名	出席停止期間
エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・ポリオ・重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS-サーズ-コロナウイルスであるものに限る）・鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってはその血清型が H5N1 であるものに限る）	完全に治癒するまで ※左記以外に、新型インフルエンザ感染症、指定感染症及び新感染症

### <第2種>

感染症名	出席停止期間
インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
COVID-19 新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消滅するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
水疱（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで

### <第3種>

感染症名	潜伏期	感染経路 感染期間	症状・特徴	注意事項・その他	出席停止期間
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	10時間～6日（O157は主に3～4日）	生肉などの飲食物からの経口感染、接触感染。 感染期間は、便中に菌が排泄されている間	無症状の場合もあるが、水様下痢便、腹痛、血便。なお、乏尿や出血傾向、意識障害は、溶結性尿毒症症候群の合併を示唆する症状であり、このような場合は、速やかに医療機関を受診する	手洗いの励行、消毒（トイレなど）、及び食品加熱とよく洗う事が大切である。特に子どもでは、生肉・生レバー摂取は避ける。	医師において感染の恐れがないと認められるまで 無症状病原体保有者の場合は、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の子ども
流行性角結膜炎	2～14日	プール水、手指、タオルなどを介して接触感染、飛沫感染 ウイルス排出は初期数日が最も多いが、その後、数ヶ月、排泄が続く事もある	まぶたが腫れる 目が充血し、目やみが出る	手洗い、プール前後のシャワーの励行、タオルの共用はしない	結膜炎の症状が消失している事

感染症名	潜伏期	感染経路 感染期間	症状・特徴	注意事項・その他	出席停止期間
急性出血性 結膜炎	1～3日	経口感染、飛沫感染 接触感染 ウイルスは咳や鼻汁 から1-2週間、便か らは数週間-数ヶ月 間、排泄される	強い目の痛み、目の 結膜（白目の部分） の充血、結膜下出血 目やに、角膜の混濁 等もみられる	眼脂、分泌物に触れな いことと手洗いの励行 洗面具、タオルなどの 共用はしない	医師において感染 の恐れがないと認め られるまで
手足口病	3～6日	経口感染、飛沫感染 接触感染 ウイルスは咳や鼻汁 から1-2週間、便か らは数週間-数ヶ月 間、排泄される	発熱と口腔・咽頭粘 膜に痛みを伴う水疱 ができ、唾液が増え、 手・足末端や臀部に 水疱が見られる	ワクチンは開発されて いない 手洗いの励行等の一般 的な予防法を実施	発熱や口腔内の水 疱・腫瘍の影響が なく、普段通りの 食事がとれること
ヘルパンギーナ	3～6日	経口感染、飛沫感染 接触感染 ウイルスは咳や鼻汁 から1-2週間、便か らは数週間-数ヶ月 間、排泄される	突然の発熱（39℃ 以上）、咽頭痛 咽頭に赤い発疹が見 られ、次に水疱とな り、間もなく潰瘍と なる	手洗いの励行等の一般 的な予防法を実施 有効な治療法はない が、多くの場合、自然 経過で治癒する	本人の全身状態が 安定するまで
伝染性紅斑 （りんご病）	4～ 14日	飛沫感染 感染期間は、かぜ症 状出現から発疹が出現 するまで	かぜ様症状と引き続 きみられる顔面の紅 斑が特徴 発疹は、両側の頬と 四肢伸側にレース 状、網目状の紅斑が 出現する	発疹が出現する前は、 ウイルス血症（ウイル スが血液中に存在して いる状態）を起こして いる時期であり、最も 感染力が強い 日常的に咳エチケット や手洗いの励行等の一般 的な予防法を実施	発疹期には感染力 はほとんど消失して いるので、発疹 のみで全身状態の 良いこと
溶連菌感染症	2～5日	飛沫感染 接触感染 食品を介して経口感 染する場合もある	上気道感染では発熱 と咽頭痛、咽頭扁桃 の腫脹や化膿、リン パ節炎 猩紅熱は5-10歳頃 に多く、発熱、咽頭 炎、扁桃炎とともに したが苺状に赤く腫 れ、全身に鮮紅色の 発疹が出て、それが 収まった後、落剥す る	手洗いの励行等の一般 的な予防法を実施	抗菌薬の内服後 24～48時間が 経過している事
マイコプラズマ 肺炎	2～ 3週間	飛沫感染 家庭内感染や再感 染も多くみられる 感染期間は、症状の ある間がピークであ るが、保菌は数週一 数ヶ月間持続する	咳、発熱、頭痛など のかぜ症状がゆっく り進行する。特に咳 は徐々に激しくなる 中耳炎、鼓膜炎や発 疹などを伴う事もある 重症例では胸水が溜 まり呼吸障害が強 くなる	咳が出ている子ども には、マスクの着用を 促す その他、飛沫感染への 対策として、日常的に 周囲の子ども、保育士 等が手洗いや咳エチケ ットを実施するよう促 す	発熱や激しい咳が 治まっていること

感染症名	潜伏期	感染経路 感染期間	症状・特徴	注意事項・その他	登所のめやす
ノロウイルス 感染症	12～ 48時間	経口感染 接触感染 飛沫感染 水、二枚貝、サラ ダ、パンなどの食 品を介しての感染 例もある 便中に多くのウイ ルスが排出されて おり、吐物の感染 力も強く、乾燥し てエアロゾル化し た吐物からは空気 感染も発生しうる	嘔吐と下痢が主症状で あり、多くは 1-3日で治るが、脱水 を合併する	経口感染、接触感染、 空気感染により感染す るため、手洗いの励行 等の一般的な予防法を 実施する 嘔吐物等に迅速かつ適 切に対応することが大 切	下痢、嘔吐症状が 治まり、普段の食 事が取れること

◆ 通常出席停止の処置は必要ないと考えられる感染症 ◆

感染症名	潜伏期	感染経路 感染期間	症状・特徴	注意事項・その他	登所のめやす
アタマジラミ	10～ 14日 成虫まで 2週間	接触感染 家庭内や集団の場 での直接感染、あ るいはタオル、ク シ、帽子を介して の間接感染	小児では多くが無症状 であるが、吸血部分に かゆみを訴えること がある	薬局でシラミ駆除剤を 購入して治療する 目の細かいクシで毎日 丁寧に髪の毛の根元から すいてシラミや卵を取り 除く 感染した子どもがいた 場合、周囲の感染者を 一斉に治療することが 勧められる	適切な治療を行え ば登校やプールに 制限はない
伝染性膿痂疹 (とびひ)	2～ 10日 (長期の 場合もあ る)	接触感染 痂皮(かさぶた) にも感染性が残っ ている	水疱(水ぶくれ)やび らん、痂皮(かさぶ た)が、鼻周囲、体 幹、四肢等の全身にみ られる	病変部をガーゼなどで 覆う、タオルなどを共 用しない等を行う 症状が治まるまではシ ャワーだけにとどめる など、プールや水泳は 控える	制限はない
伝染性軟疣腫 (水いぼ)	2～7週 時に6か 月まで	感染者への接触に より直接感染する が、タオルの共用 などによる間接感 染もあり得る	いぼ以外の症状はほと んどない 発生部位は体幹、四肢 特にわきの下、胸部、 上腕内側などの間擦部 では自家接触により多 発する傾向がある	病変部を衣類や包帯、 絆創膏などで覆い、ほ かの子どもへの感染を 防ぐ	プールを禁止する 必要はない 制限はないが、浸 出液が出ている場 合は被覆する

## 問合せ先一覧

ご不明なことがありましたら、下記へお問い合わせください。  
事務局不在の場合は、各学童保育所へ直接お電話ください。



### ◆事務局

宗像市学童保育運営事務局	0940-72-4971	宗像市土穴3丁目2番41号 高嶋ビル2階
--------------	--------------	-------------------------

※平日9:00~17:00

### ◆学童保育所

学童保育所	電話番号	所在地
赤間西小学校学童保育所	0940-33-2594	宗像市土穴 633-3
自由ヶ丘小学校第1学童保育所	0940-33-5707	宗像市自由ヶ丘 918-6
自由ヶ丘小学校第2学童保育所	0940-35-3191	宗像市自由ヶ丘 918-6
自由ヶ丘南小学校学童保育所	0940-35-4512	宗像市朝町 1124-2
河東小学校第1学童保育所	0940-33-5705	宗像市稲元 5-1-3
河東小学校第2学童保育所	0940-33-5792	宗像市稲元 5-1-4
河東西小学校第1学童保育所	0940-33-9025	宗像市樟陽台 1-15-11
河東西小学校第2学童保育所	0940-32-6526	宗像市樟陽台 1-15-11
南郷小学校学童保育所	0940-36-1584	宗像市原町 2110-1
東郷小学校第1学童保育所	0940-37-1076	宗像市田熊 3-4-1
東郷小学校第2学童保育所	0940-37-0901	宗像市田熊 3-4-1
日の里東小学校学童保育所	0940-37-1053	宗像市日の里 4-21
日の里西小学校第1学童保育所	0940-37-0563	宗像市日の里 8-20
日の里西小学校第2学童保育所	0940-37-0033	宗像市日の里 8-20
玄海小学校学童保育所	0940-62-0989	宗像市江口 965-3
玄海東小学校学童保育所	0940-62-2689	宗像市田野 1382